



ふれあい

発行所：鳥取県人権教育推進協議会（県人教）

〒680-0846 鳥取市扇町21 県立人権ひろば21ふらっと内

電話：0857（22）0578 FAX：0857（22）0593

発行者 岡崎 周治

6千名の参加者

初の島根開催！

第69回 全国人権・同和教育研究大会開催！

2017年12月2日（土）3日（日）、全国各地から6,000名の参加者が集まり、島根県松江市のくにびきメッセをメイン会場として第69回全国人権・同和教育研究大会が盛大に開催されました。好天に恵まれた会場には受付開始と同時に多くの参加者が続々と訪れ、くにびきメッセ会場は参加者で溢れるほどになりました。多くの参加者で会場内は12月の寒さを吹き飛ばすほどの熱気でした。鳥取県からも400名を超える参加者があり、この参加者数は2006年の第58回愛媛大会以来11年ぶりの多さでした。



お隣、島根県での開催ということで、中国地区人権・同和教育推進協議会の一員である鳥取県人教のメンバーは（公社）鳥取県人権文化センター職員と共に、応援要員を兼ねて参加しました。一般参加者から参加券を受け取り、大会資料を渡す役割を担いました。島根県人教さんにとっては初めての開催で、それも、実質1年に満たない準備期間でしたが、その成果を発表する大会でした。わたしたち鳥取県人教も大会の成功を祈りながらの参加でした。

大会宣言

「日本国憲法」施行70年 国民主権、
基本的人権の尊重、平和主義の理念のもと
私たちは、人権確立をめざす営みを重ねてきた

日本社会は、差別、排外、不寛容・・・平和が 民主
主義が 危機だと叫ばれる 差別・排外から連帯へ
不寛容社会から寛容社会へ 人権確立をめざす法の
具体化に取り組み
共生社会実現へのうねりを高めよう

20 数年前 ここしまねで 同和教育の熱と
光に突き動かされたなかまが 全国のなかま
と絆を結ぼうと立ち上がった そして 今強
い縁によって 集い合った

わたしたちは約束する すべての子どもたち
の未来と希望の実現のために 「差別の現実か
ら深く学ぶ」教育実践を 誰もが自分らしく生
きることのできる社会をめざして「今こそ島根
の地で」「今こそ島根の地から」

2017年12月2日 第69回 全国人権・同和教育研究大会

大会総括については、全人教の広報誌「であい」12月号に掲載されています。分科会総括については1月号以降に掲載されます。また、「分散会のまとめ」は全人教ホームページに公表される予定です。

【鳥取県からの報告 1】

＜第2分科会 自主活動 第2分散会＞

宿泊研修だからこそ深まる絆

～「またあおうで！」の約束～

東伯郡児童館連絡会、北栄町児童館 田中寛さん、
赤碕文化センター 澤田直美さん

会場は、ホテル白鳥 鳳凰の間です。

＜報告概要＞

鳥取県中部、東伯郡内の児童館5館が、自らの資質向上をめざし、地域の児童・保護者・住民・自治体と連携した児童館運営や事業の充実を図るため、自主的に東伯郡児童館連絡会を設立しました。そこでは、子どもたちの課題や現状をふまえ、共に進路公開ができる、自ら考え行動できる子どもや仲間・集団の育成、解放の基礎学力の保障をめざした研修や行事、子どもの居場所づくりを考慮した遊びの実技研修等を行っています。

それらの取り組みの中で、大きな成果を上げているのが「東伯郡人権・同和教育小学6年生の集い」です。この集いは他の地域にも「学習会」の仲間がいることを確認し合い、おとなになっても安心して暮らしていくために、部落解放への意欲の高まりのある子どもに育ってほしいという願いのもとに今から35年前に始まりました。東伯郡内の「学習会」に参加している6年生が、夏休みを利用して船上山自然の家に集い、仲間づくりや解放学習などの活動を通して、自分を見つめ、仲間と話し合い、生涯の仲間の輪を広げる活動や研修を一泊二日で行います。

この集いを開催するにあたり、学校、行政、郡児連の3者で事前に何度も話し合いを重ねました。その成果もあり、この集いが子どもたちにとって、お互いの解放とともに、子どもどうしの「なじみ」がぐっと深まる、文字通り「宿泊研修だからこそ深まる絆」をつくる集いとなっています。この「集い」が生涯にわたっての「すばらしい仲間づくり」のスタートになること、また、児童館職員だけでは難しい事であっても、小学校と児童館が連携しながら開催できることに大きな喜びを感じています。子どもたちの感想文を見ても、仲間の存在を確認できることと「自分たちだけが『学習会』をがんばっているのではなく、ほかの町にも『学習会』で差別をなくそうとがんばっている仲間がいる。」という現実を見ることができるとは、子どもたちの大きな励みにもなっています。

課題としては、児童の姿の中にはしっかり熱をもって意欲的に夢や希望を語れる子もある中、周りが参加しているから仕方なく参加している（させている）児童や保護者もあり、部落問題や「学習会」を自分のこととしてとらえきれていない現状もあります。昨年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」のことを基軸に置き、行政との交渉や学校との話し合い、啓発の充実を図らなければならないと考えます。

人は誰もが、こころゆたかに幸せにくらし、自分の思いや願いがかなえられる世の中であってほしいと願っています。そのような世の中は多くの人の努力や営みでつながっています。そしてそこにはだれにもすてきな「ふるさと」があり、人と人とのあたたかなくらしがあります。でもその中にも、「どこに」「誰の子に」「どこの子に」「女に・男に」生まれた、「しょうがい」がある、ない、「肌の色」、学歴、学校歴などを問う世間体にとらわれた個人の評価や価値観から、社会の中に不合理が生まれています。その不合理により夢や希望が途中で途切れ、かなえられず、尊い命まで絶たれてしまうことさえあります。私たちはこれまでの人権・同和教育という学びを通して、一人ひとり大切な存在であり、すばらしい存在であることを確信しました。この社会の様々な不合理の現状を真摯に捉え、その社会の一員である「私」にもみなさんにも責任があると捉えていただき、子どもたちに部落差別がある限り絶対許さないという信念からぶれることなく、熱と光をもってかわりを返し、これからの「東伯郡人権・同和教育小学6年生の集い」も充実させ、確かな仲間のつながりを作りあげる子どもを育てていく責務をひしひしと感じています。



【鳥取県からの報告 2】

＜第1分科会 人権確立をめざす教育の創造 第7分散会＞

解放研の生徒と関わって

倉吉北高等学校 牧田雅啓さん

会場は、島根県労働会館 大会議室です。

＜報告概要＞

倉吉北高等学校解放研の活動内容は、新聞作成や人権教育 LHR の内容を振り返っての意見交換、交流会や研修会への参加等です。活動を通して、生徒には自分を見つめなおすと共に、何に取り組みたいのかを主体的に考えて、行動できる力を養わせたいと考えて活動してきました。

被差別部落へ転居してきた Aさんは、転居を機に学習会へ参加するようになります。学校では自分の素が出せないが、学習会では積極的になれたため、Aさんにとって学習会が安心できる場（空間）となります。学習会を通して自分の変化（成長）を感じたAさんは解放研にも入りました。交流会などで自分の考えと異なる考えや多くの意見を聞けることがうれし

いとも言っています。そんなAさんと同じ活動をしてきたBさんとの間に距離ができてしまう出来事が起こります。解放研の活動の時「もし、“あの人は部落の人だから、関わらないほうがいいよ”って、言われたらどうする？」という私（牧田）の問いに、Bさんが「私は部落とは関わりません。」と答えたのです。この言葉を聞いたAさんはショックを受けますが、返す言葉を持たず二人の間にも距離ができてしまったのです。「（Bさんの発言を聞いて）頭が真っ白になりました。なぜあの時何も言えなかったのかはわからない。自分から言えない。言えない理由はわからない。それを考えるとモヤモヤした気分になる。」とAさんは言っています。また「転居しても部落出身者の自覚は持ち続ける。差別されるかもしれないという不安もあるが、学習会などに参加できたことが、自分にプラスになっている。だから、活動に満足している。」とも言っています。

「解放研が自分の居場所」と考え、「部落」の存在を多くの人に知ってほしいAさん。Bさんに自分の考えを話したいし、Bさんの考えも聞きたい。Bさん以外の人にも「部落」の存在を知ってほしいが、「知らなくてもいい」「自分には関係ない」というAさんにとってのマイナスの返答がBさんから返ってくることをイメージしてしまい、不仲になることを恐れて何も言えなくなるAさん。Aさんのこれまでの活動をむだにせず、卒業後も友達でいたいという全ての生徒の想いを大事にして、これからも生徒をサポートしていきたいと思えます。

＜質疑・討議内容＞

討議の中で、「部落出身者」という言葉の捉え方についての議論がありました。報告では、Aさんの「転居しても部落出身者の自覚は持ち続ける。」という言葉や、「被差別部落に転居することで、差別を受ける可能性がある」という意味を踏まえ、「部落出身者」として報告されましたが、このことに対して各県から多くの異議が出されました。「部落外から部落に転居した場合、その人を部落出身者として考えていいのか。」という意見でした。休憩後の冒頭、司会者から「部落に住むだけでは出身者とはならない。」というまとめがされました。会場の方の考え方はそうであったようです。ここは今後議論を要する部分ではないでしょうか。

ご承知の通り「部落出身者」の定義は難しく、確かな定義はできないと言えます。ただ、どのような定義をするかが大事な問題ではなく、一人一人が、これまで自分と部落との関わりの中でどのように考えてどのように生きてきたのか、そのことをしっかりと見つめなおし、問い直し、丁寧に議論していくことが大切ではないでしょうか。



<実践報告協力者(司会者)として全人教大会に参加して>

鳥取県立皆生養護学校 尾崎奈々さん

初めて「実践報告協力者」として参加しました。第3分科会は「進路・学力保障」です。大会2週間前に報告リポートが届き、全国の方々の実践を感じると同時に、「これはどういう意味だろう?」「なんでこの子にこだわっておられるのだろう?」とさまざまな疑問がうまれました。前日の打合せや当日の議論の中でいろいろな意見が出されましたが、私も含めて参加者の人たちが自分の在りようを問い直すような進行に至らなかったことが今回の反省です。来年度に向けて学習を積み上げたいと思います。

鳥取県教職員組合 橋本智洋さん

初めての実践報告協力者として臨んだ大会でした。私は、第1分科会「人権確立をめざす教育の創造3」を担当しました。計7本の報告がありましたが、全人教が大切にしてきた個への関わりを通して自分が学んだことを報告した内容が多かったです。仲間づくり、居場所づくり、ハギハッキョ(横浜在日夏期学校)等ありましたが、議論の中心になったことは背景を大切にすることでした。目の前で起きている現象を現象として見るのではなく、その背景にあるものが何なのかを丁寧に探ることの重要性が議論されました。

十分な報告協力にはなりませんでした。自分自身の実践に繋げて考えた2日間でした。

とっとり震災支援連絡協議会 佐藤 淳子さん

2017年の第69回大会では、第4分科会「人権確立のまちづくり」として、地域、学校、子ども会、団体等の取り組みの報告を受けて、その活動や、思いをどのように反差別のまちづくりにつなげていくかを参加者とともに考える分科会を担当しました。

県外の取り組みには、地域によって差があることはいまでもないこととしても、報告内容から、法切れ後の過去十数年のそれぞれの差別解消の取り組みはどうであったのか、ここに「差別の現実をみる」思いがしました。

総括討議の中で、参加者間で「その現実を作っている社会」を問うような意見交換がもう少しできればよかったという思いを強くしながら終えたのですが、「差別の現実から学ぶ」ことのできる大会としては唯一であり、だからこそ報告者や、参加者の意見を大切にできる研修会「全人教」の存在の大きさを改めて感じた研究大会となりました。

～ 大会案内 ～

第70回全国人権・同和教育研究大会滋賀大会

2018年11月17日(土)～18日(日)

会場 全体会 ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)

分科会 大津市・草津市・栗東市・守山市・野洲市

近江八幡市(予定) 大会会費 5000円

第43回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会

2018年 8月8日(水) 会場 とりぎん文化会館梨花ホール他

市町村人権教育行政担当者会

主催 鳥取県人権教育推進協議会

日時 2018年2月27日(火)

10時～12時半

会場 倉吉体育文化会館 中研修室

編集後記

新年あけましておめでとうございます。2018年がスタートしました。「障害者差別解消法」「女性活躍推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等の人権に関する法律が制定されてから1年以上の時間が経過しています。それぞれの法律に基づいた取り組みや実践を積み重ね、今年の「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」も充実させたいと考えています。本年も「県人教」をよろしく願います。

